

かかりつけ医機能について

- ▶ かかりつけ医機能、かかりつけ医機能報告制度について
 - ▶ 令和7年度 かかりつけ医機能報告結果（県南地区）

かかりつけ医機能が発揮される制度整備

趣旨

- かかりつけ医機能については、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心に組み込まれてきた。一方で、医療計画等の医療提供体制に関する取組はこれまで行われていない。
- 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。
- その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、
 - ・ 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、
 - ・ 地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。

概要

(1)医療機能情報提供制度の刷新(令和6年4月施行)

- ・ かかりつけ医機能(「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義)を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

(2)かかりつけ医機能報告の創設(令和7年4月施行)

- ・ 慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能(①日常的な診療の総合的・継続的实施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など)について、各医療機関から都道府県知事に報告を求めることとする。
- ・ 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
- ・ 都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

(3)患者に対する説明(令和7年4月施行)

- ・ 都道府県知事による(2)の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

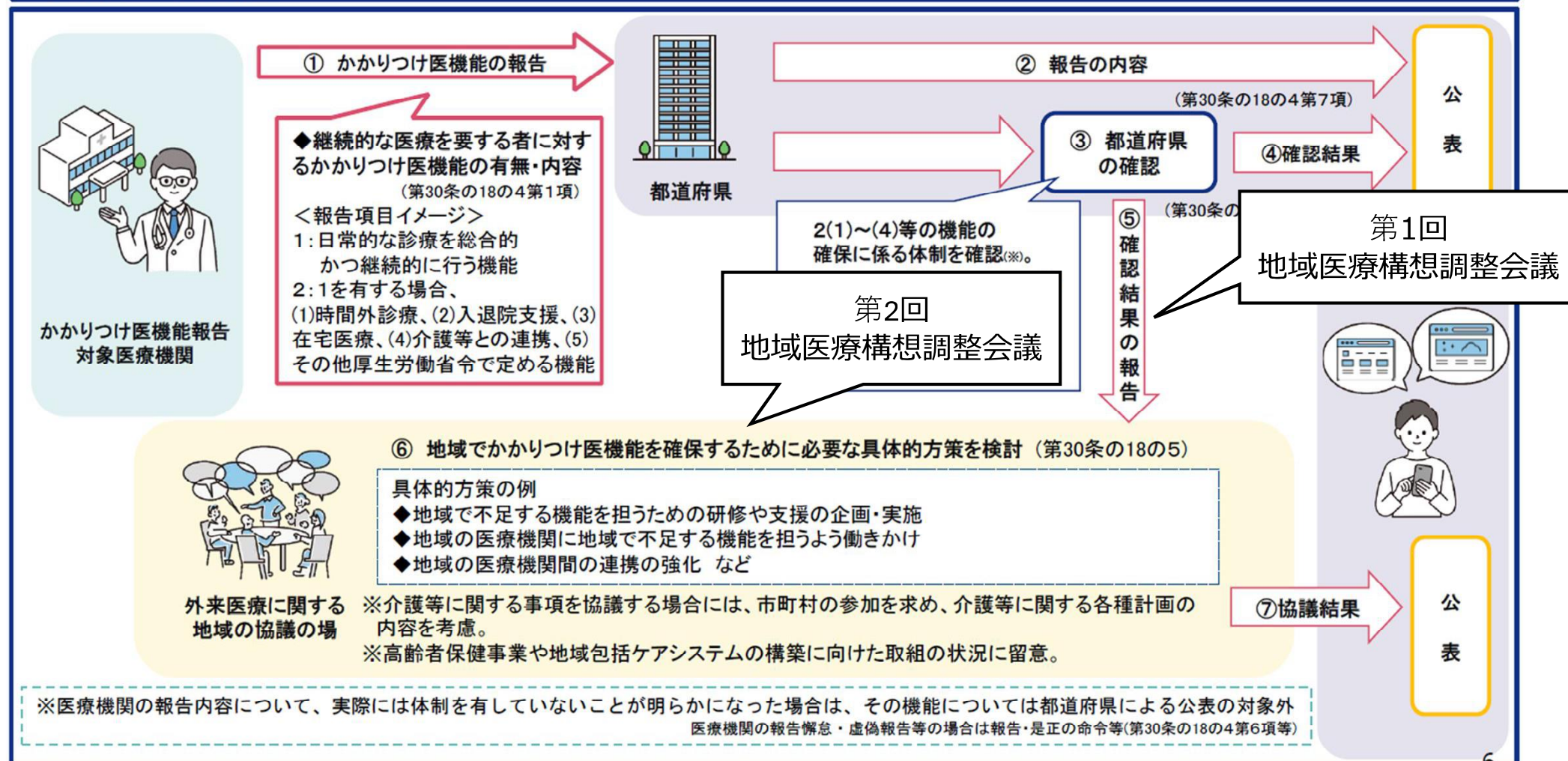
▶ かかりつけ医機能、かかりつけ医機能報告制度について

令和5年11月15日 第1回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料

かかりつけ医機能報告の流れ

かかりつけ医機能報告概要

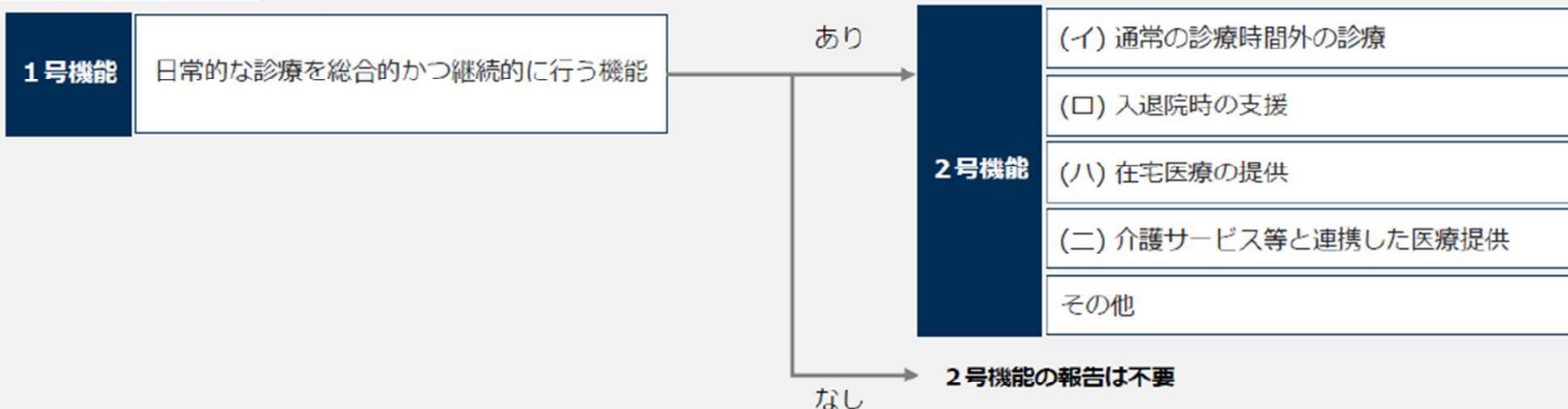
- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



報告を求めるかかりつけ医機能の概要

かかりつけ医機能報告の報告事項は、大きく1号機能と2号機能に分けられます。1号機能を有する医療機関においては、2号機能に係る報告事項についての報告を行うこととなります。

1号機能と2号機能の関係



かかりつけ医機能「有り」となる要件

<1号機能>

- 以下の報告事項のうち、(★)を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが1号機能を有することの要件となります。
 - 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること (★)
 - かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
 - 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること (★)
 - 一次診療を行うことができる疾患
 - 医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む) (★)

<2号機能>

- 各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各2号機能を有することの要件となります。

報告を求めるかかりつけ医機能の概要

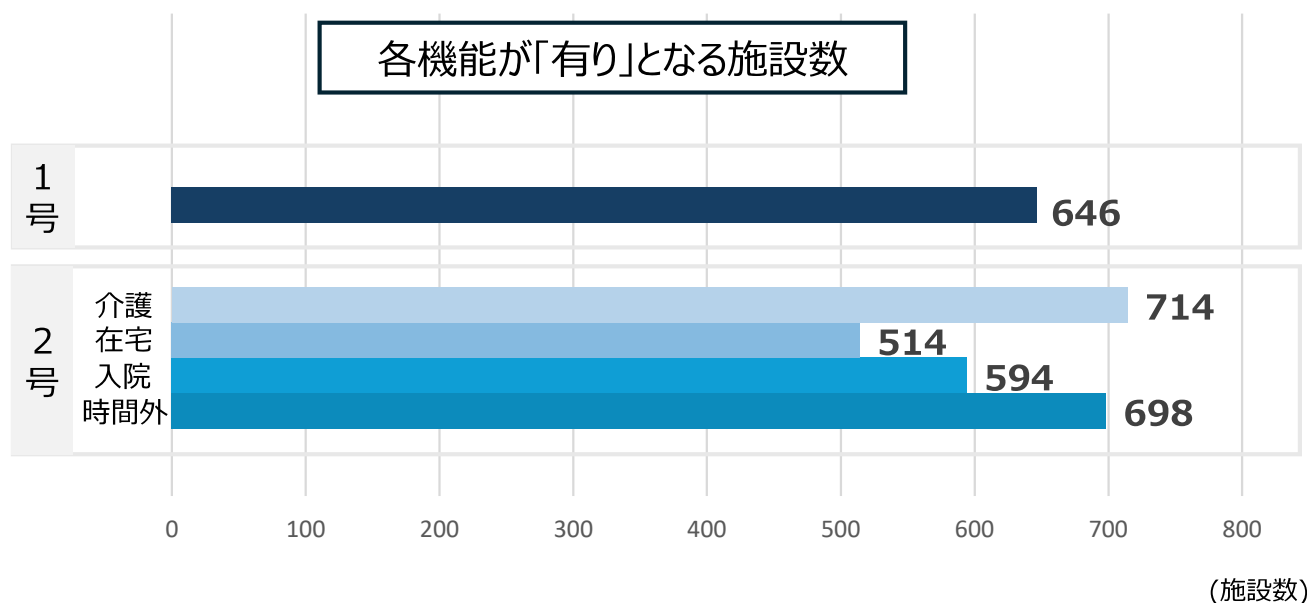
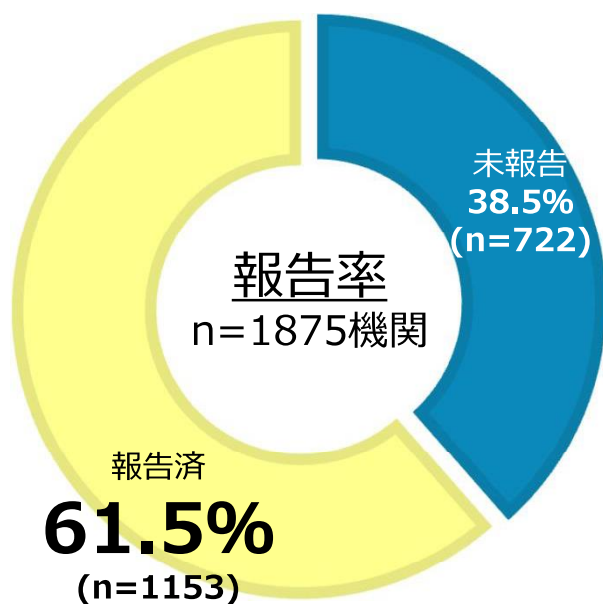
- かかりつけ医機能とは、慢性疾患を有する高齢者等の継続的な医療を要する者を地域で支えるために確保すべき機能であり、「1号機能」と「2号機能」で構成されます。

政策課題			報告事項
かかりつけ医機能	1号機能	日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	よくある疾患への一次診療や医療に関する患者からの相談への対応など、患者の多様なニーズに対応できる体制を構築すること
	2号機能	(イ) 通常の診療時間外の診療	地域の医療機関同士の連携体制を構築し、時間外に患者の体調の悪化等があった場合にも、身近な地域の医療機関において適切な診療を受けられる体制を構築すること
		(ロ) 入退院時の支援	地域の医療機関同士が連携し、入退院を円滑に行うための体制を構築すること
		(ハ) 在宅医療の提供	定期的な訪問診療、在宅患者の急変時における往診や連絡対応、看取り等に対応できる体制を構築すること
		(ニ) 介護サービス等と連携した医療提供	医療機関が地域における介護等の状況について把握するとともに、医療・介護間等で適切に情報共有を行いながら、医療や介護サービス等を切れ目なく提供できる体制を構築すること

※報告事項の中には、今後対応を行う意向の有無を確認する項目があります。

実施期間	令和 8 年 1 月 1 日～ 3 月 31 日
報告対象時点	令和 8 年 1 月 1 日
報告対象機関	特定機能病院及び歯科医療機関を除く病院及び診療所
報告方法	医療機関等情報支援システム（G-MIS） ※ 場合により紙調査

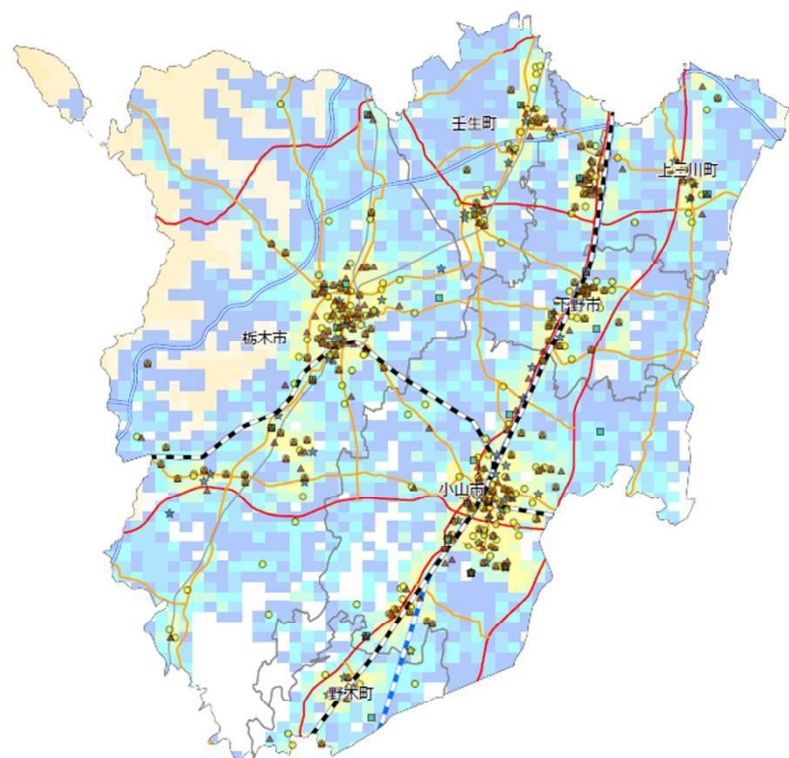
栃木県全体の結果



※システム上、1号機能なしで回答した医療機関においても、2号機能の回答ができるため、介護・時間外において2号機能有りの医療機関数が1号機能有りを上回っている。

県南

人口動態など現状の整理



栃木県
0905
県南

標高 (m)
> -5
> 50
> 100
> 200
> 500
> 1000

● 都道府県庁所在地
— 鉄道 (新幹線)
— 鉄道 (JR)
— その他鉄道
— 高速道路
— 国道
— 都道府県道

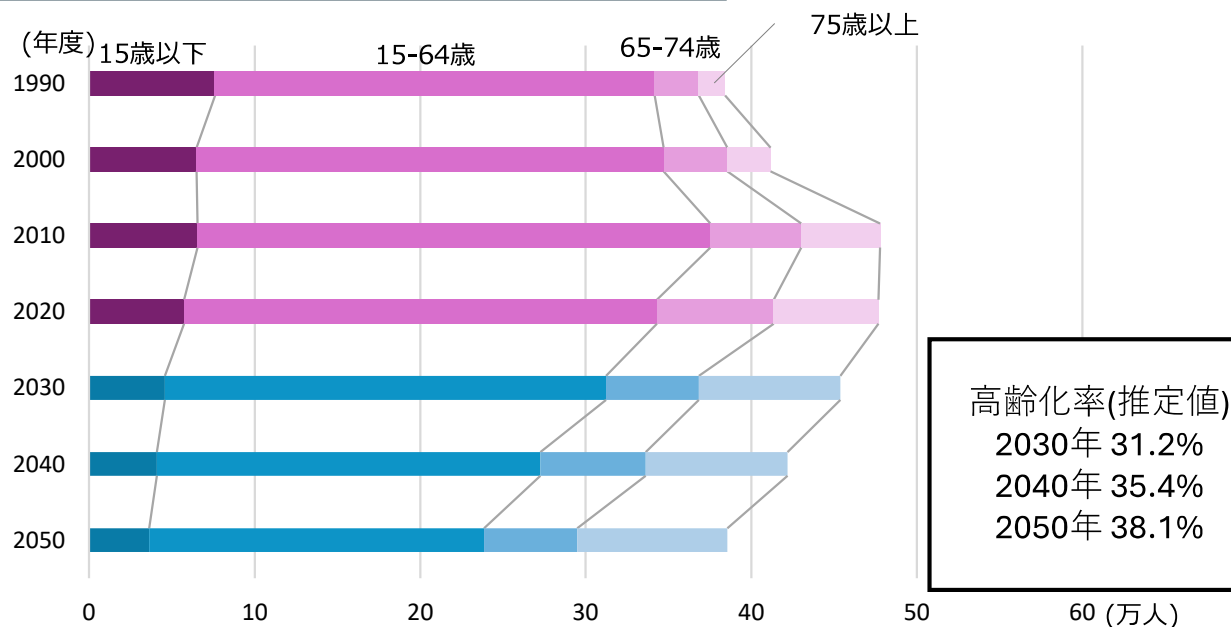
■ 医療施設 (病院)
● 医療施設 (一般診療所)
▲ 薬局
★ 訪問看護ステーション

令和2年国勢調査
人口メッシュ (人)
0 50 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000 1100 1200 1300 1400 1500 1600 1700 1800 1900 2000



R7年度 地域の病院・所在に関するマッピング

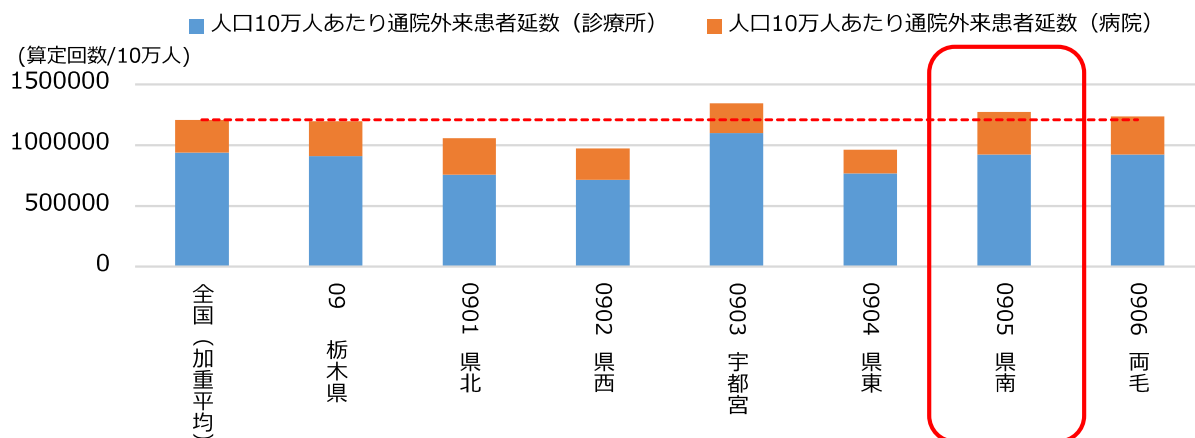
人口推移 ※1990年～2020年までは実績値



高齢化率(推定値)
2030年 31.2%
2040年 35.4%
2050年 38.1%

国勢調査 / 国立社会保障・人口問題研究所資料

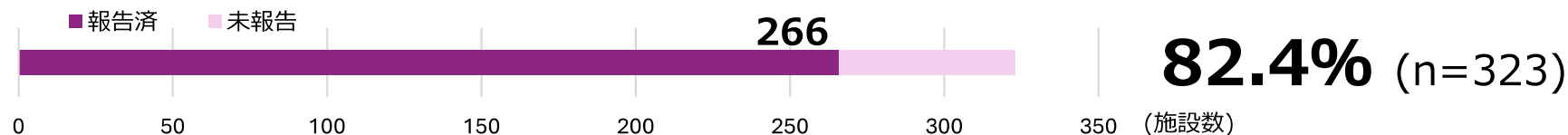
人口10万人あたり通院外来患者数



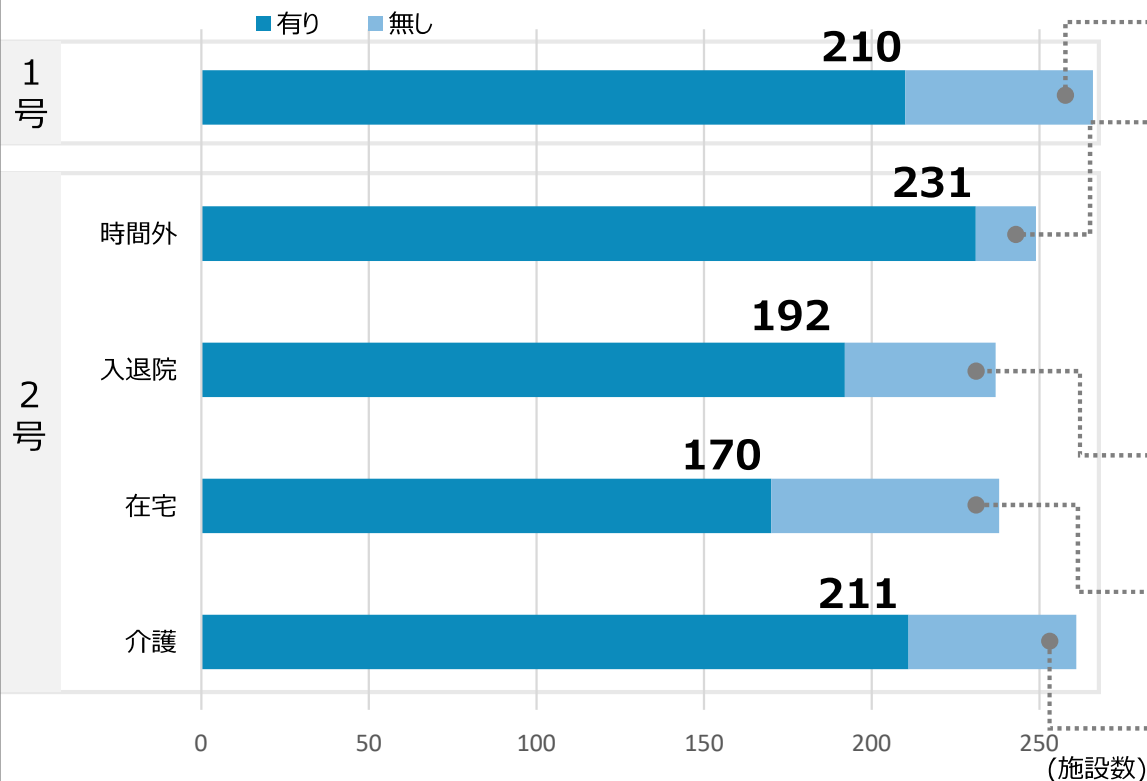
NDB 令和6年4月～令和7年3月までの診療分データ (12か月)

対象外医療機関※除外後報告率 (医療政策課調べ)

※ 高齢者施設、企業内診療所、巡回診療所、一次救急診療所、自治体が運営している診療所（保健所含む）、美容外科・美容皮膚科のみを標榜する医療機関



各機能が「有り」となる施設数



- ① 1次診療が可能 ② 患者への説明を受けられる
③ 院内掲示をしている

各機能が有りとなる条件
全て満たす

- ・ 自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況
- ・ 時間外対応加算 1～4 の届出
- ・ 時間外加算
- ・ 深夜加算
- ・ 休日加算

- ・ 後方支援病床の確保
- ・ 入院時の情報共有
- ・ 退院ルール、地域連携クリティカルパスへの参加
- ・ 退院時の情報共有、共同指導
- ・ 特定機能病院、地域医療支援病院、紹介受診重点医療機関からの紹介

いずれか一つを満たす

- ・ 在宅医療提供体制の確保
- ・ 訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定
- ・ 訪問看護指示料の算定
- ・ 在宅看取りの診療報酬項目の算定

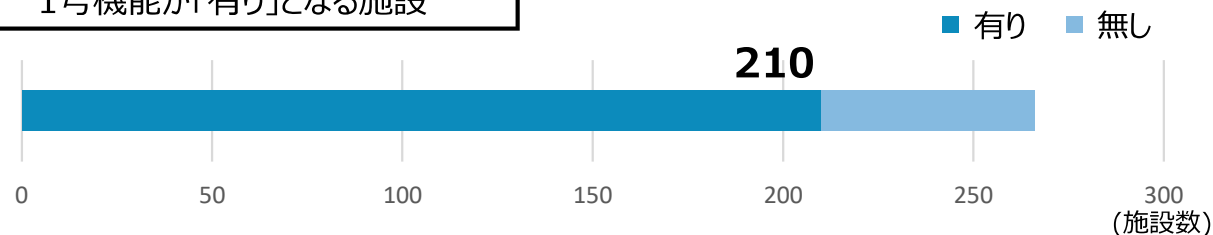
- ・ 介護側に医療を提供する体制
- ・ 介護支援専門員・相談支援専門員への情報共有・指導
- ・ 介護保険施設等における医療の提供状況
- ・ 医療・介護情報共有システムへの参加
- ・ ACPの実施状況

※システム上、1号機能なしで回答した医療機関においても、2号機能の回答ができるため、介護・時間外において2号機能有りの医療機関数が1号機能有りを上回っている。

国が掲げる課題

複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加を背景として、発生頻度が高い疾患に係る診療や患者の生活背景を把握した上で適切な診療や保健指導等を行うニーズが高まっていくことから、よくある疾患への一次診療や医療に関する患者からの相談への対応など、患者の多様なニーズに対応できる体制を構築できるようにすること。

1号機能が「有り」となる施設

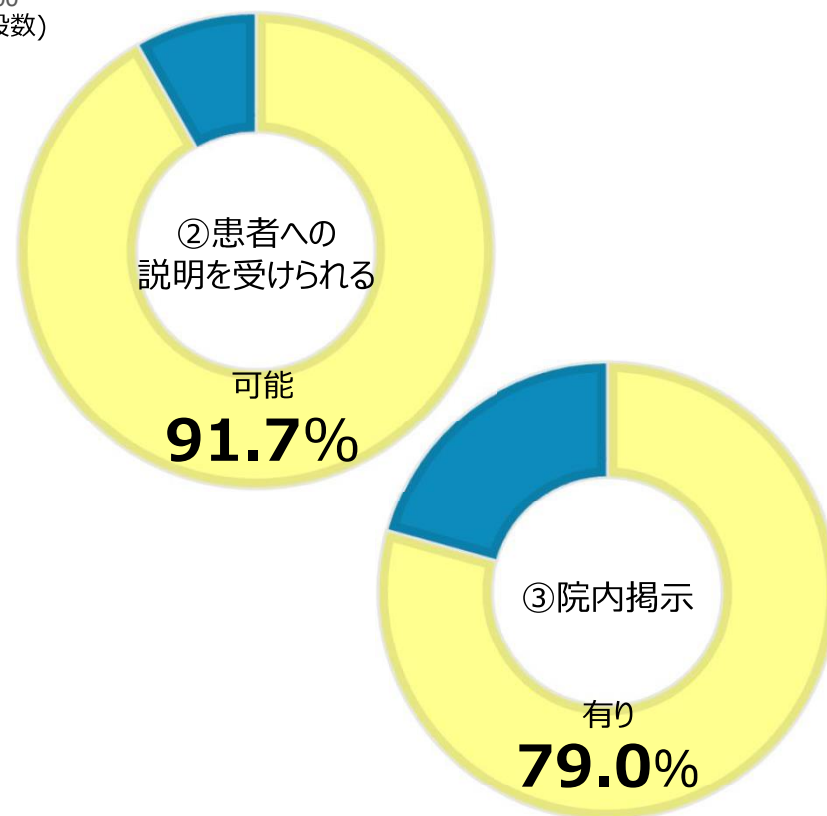


79.0% (n=266)

①一次診療で対応出来る領域（施設数）

★ 内科・外科領域

皮膚・形成外科領域	80	★腎・泌尿器系領域	121
★神経・脳血管領域	93	産科領域	7
精神科・神経科領域	48	婦人科領域	19
眼領域	37	乳腺領域	33
★呼吸器領域	132	★内分泌・代謝・栄養領域	135
★消化器系領域	139	★血液・免疫系領域	83
★肝・胆道・膵臓領域	116	★筋・骨格系及び外傷領域	85
★循環器系領域	138	小児領域	89



国が掲げる課題

地域での医療機関間の連携体制を構築し、患者が時間外に体調の悪化等があった場合にも、身近な地域の医療機関において適切な診療等を受けられる体制を構築すること。

自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況

※ 内科・外科領域

神経・脳血管領域/呼吸器領域/消化器系領域/
肝・胆道・膵臓領域/循環器系領域/腎・泌尿器系領域
内分泌・代謝・栄養領域/血液・免疫系領域/
筋・骨格系及び外傷領域

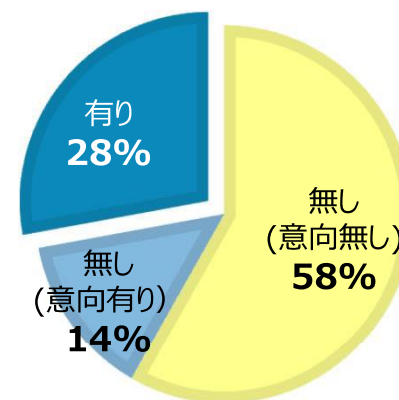
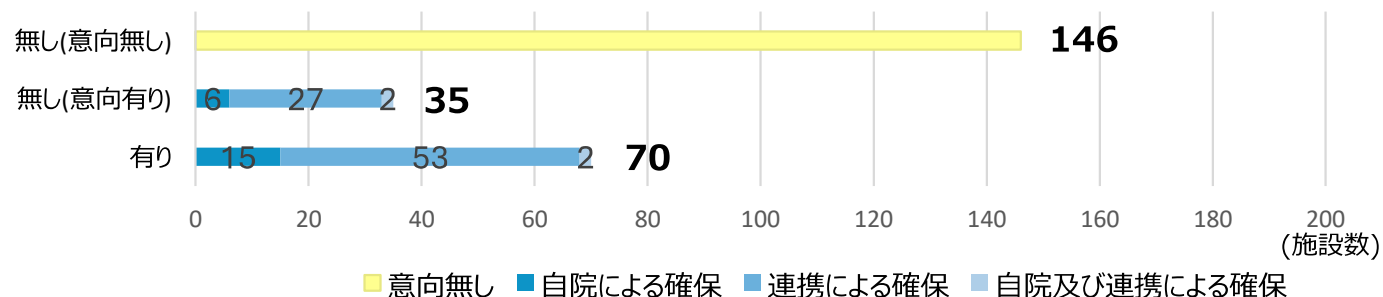
全施設数		平日 準夜帯 18時～22時	平日 深夜帯 22時～6時	休日
内科・外科領域	189	95	75	85
皮膚・形成外科領域	80	43	32	39
精神科・神経科領域	48	25	19	21
眼領域	37	18	12	14
産科領域	7	3	3	3
婦人科領域	19	11	9	10
乳腺領域	33	19	16	18
小児領域	89	53	36	42
		(施設数)		

自院での診療時間外の診療・電話対応が可能と回答した病院・診療所数

国が掲げる課題 在宅療養中の高齢者等の病状の急変等により、病院等への入院が必要となるケースや、その後の退院先との調整が必要となるケースが増加することが想定される。そのため、地域の医療機関等が連携し、入退院を円滑に行うための体制を構築すること。

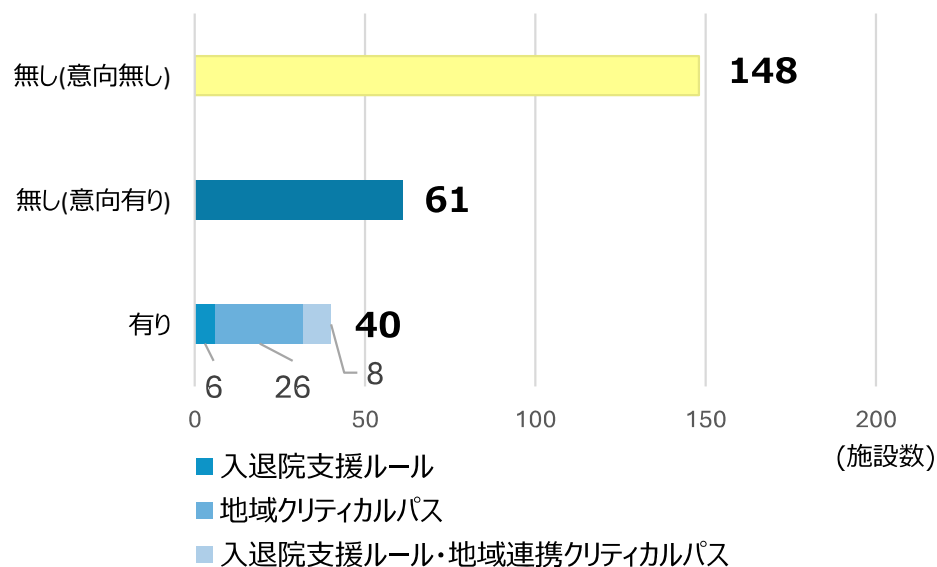
入院

自院又は連携による後方支援病床の確保

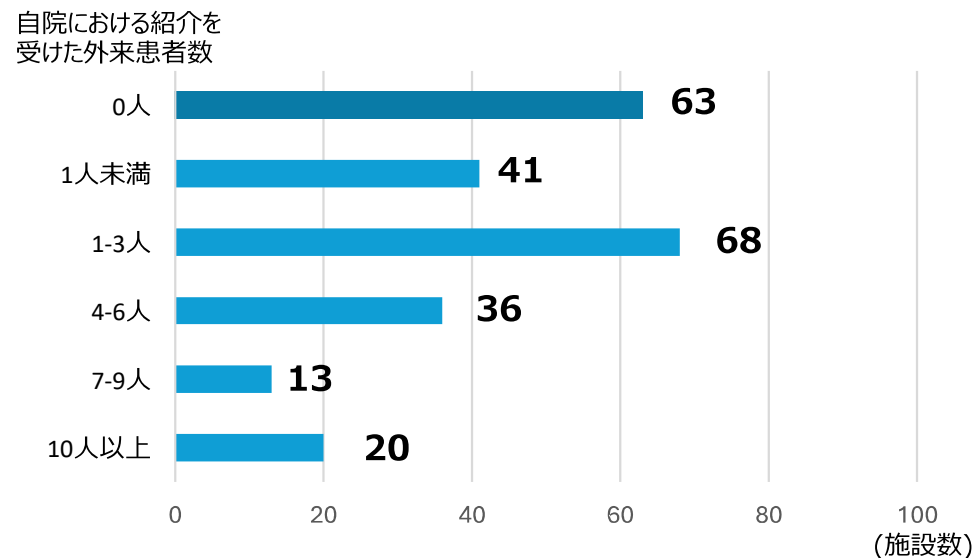


退院

地域の退院ルールや地域クリティカルパスへの参加状況



特定機能医療病院等から紹介状により紹介を受けた外来患者数別医療機関数（月平均）



国が掲げる課題 定期的な訪問診療、在宅患者の急変時における往診や連絡対応、看取り等に対応できる体制を構築すること。

在宅患者に対する往診体制について
(詳細は右下グラフ参照)

- 対応不可の医療機関
- 日中のみ対応可能な医療機関
- 24時間対応可能な医療機関



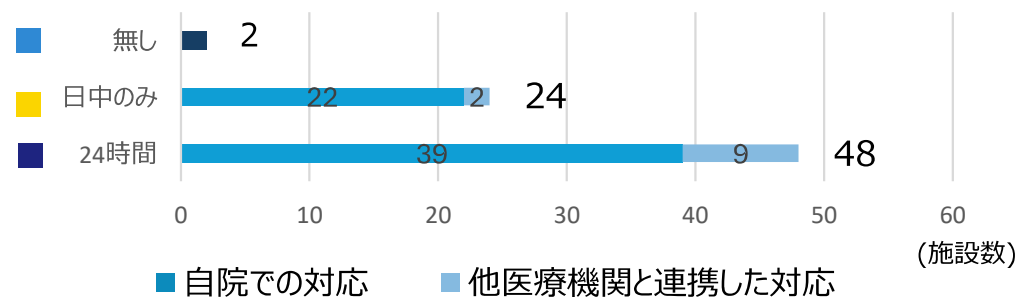
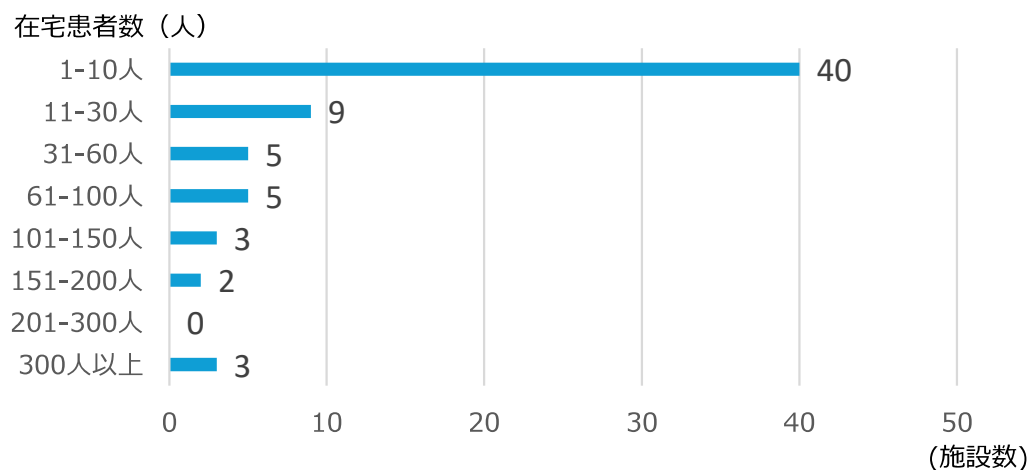
訪問診療を実施している医療機関所在地

訪問診療を実施している診療所数 76

看取りを行っている施設数(※) 12

※看取り加算または在宅ターミナルケア加算のレセプトを取っている医療機関数

主治医として管理している在宅患者数別医療機関数



国が掲げる課題

医療機関が地域における介護の状況等について把握するとともに、医療・介護間で適切に患者の情報共有を行いながら医療や介護サービス等を切れ目なく提供できる体制を構築すること。

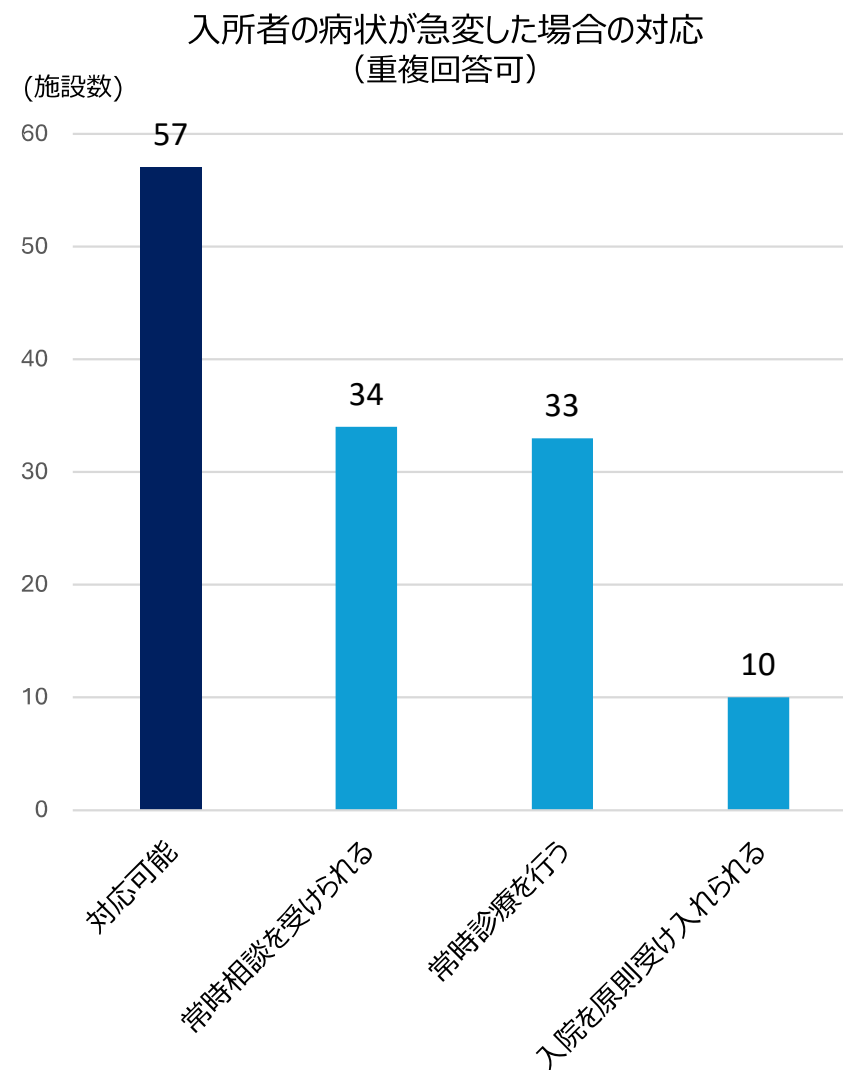
主治医意見書の作成	207
介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会の設定・サービス担当者会議等への参加	104
地域ケア会議・市町村の在宅医療介護連携推進事業による協議の場への参加	71
居宅療養管理指導の対応	51
在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定回数	6
地域の医療介護情報共有ネットワーク（システムを含む）の仕組みへの参加	28

▶ どこでも連絡帳、とちまるネット、Medical care Station、わんコネ

人生の最終段階における医療・ケアに関する情報等を介護支援専門員や相談支援専門員へ提供	52
--	----

(施設数)

介護保険施設等における医療の提供体制について



法定健診・検診・予防接種等を実施している医療機関数

(施設数)

特定健診	138	定期予防接種	207
後期高齢者医療健康診査	91	学校医・園医	162
がん検診	53	産業医	101
職域健診	65	警察医	7
乳幼児健診	40		
学校健診	123		
妊婦健診	5		
産婦健診	5		
骨粗鬆症検診	20		
肝炎ウィルス検診	50		

本結果を踏まえ、地域において不足しているかかりつけ医機能について、ご意見をいただけますと幸いです。
 なお、いただいたご意見を踏まえ、第2回地域医療構想調整会議において、
 かかりつけ医機能の確保に必要な方策等について検討してまいります。



外来医療に関する
地域の協議の場

⑥ 地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討（第30条の18の5）

具体的方策の例

- ◆地域で不足する機能を担うための研修や支援の企画・実施
- ◆地域の医療機関に地域で不足する機能を担うよう働きかけ
- ◆地域の医療機関間の連携の強化 など

※介護等に関する事項を協議する場合には、市町村の参加を求め、介護等に関する各種計画の内容を考慮。

※高齢者保健事業や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の状況に留意。

⑦ 協議